

厚木市立図書館の複写サービス取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条及び厚木市立図書館条例施行規則（令和6年厚木市規則第3号）第18条の規定に基づき、厚木市立図書館（以下「図書館」という。）における複写サービスの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(複写の対象)

第2条 複写の対象は、図書館が所蔵する資料とする。ただし、作家の原稿ほか公表物ではないものについては、複写の対象から除外する。

(複写の要件)

第3条 複写は、利用者の調査又は研究の目的で図書館資料の1部分につき、1人1枚までとし、複写できる範囲は、別表のとおりとする。

(複写の手順)

第4条 複写を希望する者（以下「申請者」という。）は、図書館資料複写申込書に所定事項を記入し、図書館職員（以下「職員」という。）に提出しなければならない。

2 職員は、前項の規定により、図書館資料複写申込書を受理したときは、記入内容が著作権法の定める要件に反しないことを確認し、コイン式複写機の利用を許可する。

3 コイン式複写機の操作は、申請者が行い、必要に応じて職員が確認する。

4 利用者は、拡大又は縮小の選択及び用紙サイズを、自由に選択することができる。

(複写料金)

第5条 一般の利用については、行政文書の複写等の費用について（令和元年厚木市告示第288号）に基づき、単色刷り1枚については10円、多色刷り1枚については50円とする。

2 厚木市の公用業務に関するものは、無料とする。

(領収書の発行)

第6条 職員は、利用者の求めに応じ、領収書を発行する。

(複写の留意事項)

第7条 著作物の複写については、著作権法に定めるもののほか、著作権者の見解を確認できた場合は、著作権者の判断を尊重する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月8日から施行する。

別表（第3条関係）

複写の範囲

	対象	範囲
1	一般図書	1冊の2分の1以下
2	詩歌集	1冊の2分の1以下
3	外国語図書	1冊の2分の1以下
4	楽譜	1曲の2分の1以下
5	楽譜集	1冊の2分の1以下
6	画集	1冊の2分の1以下
7	写真集	1冊の2分の1以下
8	1枚ものの地図	1枚の半分以下（両面刷りの場合は、片面の全部を複写できる）
9	地図集	1冊の2分の1以下
10	会社四季報	1冊の2分の1以下（一般図書扱い）
11	新聞朝刊	当日正午までは1記事の2分の1以下とし、それ以後は全部複写が可能
12	新聞夕刊	当日中までは1記事の2分の1以下とし、それ以後は全部複写が可能
13	新聞（日刊）	当日正午までは1記事の2分の1以下とし、それ以後は全部複写が可能
14	新聞（週刊）	当日正午までは1記事の2分の1以下とし、それ以後は全部複写が可能
15	雑誌	最新号は、1記事の2分の1以下とし、それ以後は全部複写が可能 なお、最新号の現物が図書館に納品されなくても、出版が確認できれば複写が可能
16	外国語の雑誌	最新号は、1記事の2分の1以下とし、それ以後は全部複写が可能 なお、最新号の現物が図書館に納品されなくても、出版が確認できれば複写が可能
17	時刻表	路線の2分の1以下

18	法律、条例等	全部複写が可能
19	官報	全部複写が可能

	対象	範囲
20	公共機関が無料で配布している行政資料	全部複写が可能
21	個人の持込み資料	複写不可能

(注) 第1項で2分の1以下の範囲を複写できると定めている資料について、分割して2分の1以上を複写することは認めない。